令 和 三 年

— 九

水 曜 日

三月三十一日

次

目

則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正……………………………………………………………九

○規

大分県食品衛生条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

貞

勝

大分県規則第七号

大分県食品衛生条例施行規則を廃止する規則

大分県食品衛生条例施行規則 廃止する。

附

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

大分県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

瀬

則

則

大分県知事 広 瀬

(昭和二十九年大分県規則第八十九号)は、

則

令和三年三月三十一日

大分県知事

広 勝 貞

大分県規則第八号

大分県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則

大分県食品行商取締条例施行規則

(昭和四十八年大分県規則第四十九号)は、廃止する。

この規則は、 令和三年六月一日から施行する

食品衛生法施行細則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第九号 食品衛生法施行細則

食品衛生法施行細則(平成十二年大分県規則第三十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」とい う。)、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。) 施行に関し必要な事項を定めるものとする。 及び食品衛生法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。)の

(指定成分等含有食品による健康被害情報の届出)

第二条 出書(第一号様式)により行わなければならない。 法第八条第一項の規定による届出は、指定成分等含有食品による健康被害情報の届

(検査申請書)

第三条 政令第五条第二項の申請書は、 検査申請書(第二号様式)とする。

(食品衛生管理者選任届等)

第四条 省令第四十九条第一項の届書は、 食品衛生管理者選任(変更)届 (第三号様式)と

(営業の許可申請及び営業の届出

第五条 省令第六十七条の申請書及び省令第七十条の二の届出書は、 営業許可申請書・営業

届 (新規、継続) (第四号様式)とする。

2 を明らかにする関係書類を添付しなければならない。 法第五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、前項の申請書にその事項

(地位の承継の届出)

第六条 省令第六十八条第一項、 第六十九条第一項及び第七十条第一項の届出書は、 地位承

継届(第五号様式)とする。

(変更の届出)

第七条 省令第七十一条の規定による届出は、営業許可申請書・営業届 (変更) (第六号様

式)により行わなければならない。

大分県報号外 (規則

令和三年三月三十一

日

い。 に係る変更の届出にあっては、変更事項を明らかにする関係書類を添付しなければならな2 前項の場合において、省令第六十七条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項

(廃業の届出)

第八条 省令第七十一条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届(廃業)(第七号様式)

(自主回収の届出)

第九条 法第五十八条第一項の規定による届出は、自主回収届(着手・変更・終了)(第八

附則

号様式)により行わなければならない。

(施行期日)

行する。 一年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施日(この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施

(準備行為)

の日前においても、使用することができる。する場合は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第三号様式を、この規則の施行2 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)附則第九条の届出を

第1号様式 (第2条関係)

指定成分等含有食品による健康被害情報の届出書

年月

ш

大分県知事 殿

住所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 並びに名称及び代表者の氏名

次の指定成分等含有食品について健康被害情報を得たので、食品衛生法第8条第1項の 規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

뺍

- 1 指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た日
- 2 指定成分等含有食品の製品名
- 3 指定成分等の含有量
- 4 食品衛生法施行規則第2条の2第1項第4号から第8号までに掲げる事項別添のとおり

備考 4の事項については、令和2年4月17日付け薬生食基発0417第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長通知の別紙様式「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」に必要事項を記載の上、添付すること。なお、情報提供票と同等又は同等以上の内容を網羅している資料があればこれに代えることができるほか、情報提供票を用いる場合においても、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出て差し支えない。

第2号様式 (第3条関係)

検 査 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

用用名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) (並びに名称及び代表者の氏名

食品衛生法第26条第1項の検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

뺍

- 製品の名称
- 製造所又は加工所の名称及び所在地
- 製造又は加工の年月日

ω 2

- 1 申請数量
- 注 検査命令書の写しを添付すること。ただし、同一の命令につき既に検査の申請を行い、検査命令書の写しを提出している場合は、添付を要しない。

第3号様式 (第4条関係)

大分県知事 殿

年 月 日

整理番号: ※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目(大枠内)は記載を省略することができます。)

上	令第13条に規定する食 品又は添加物の別	施 施設の所在地設 (ふりがな) 情 施設の名称、	田 届出者住所 出 届出者住所 当 ※法人にあっては、所在地 信 (ふりがな) 報 ((ふりがな) 展 田出者氏名 ※法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名	郵便番号:
	①全約乳(容量が1,400グラム以下である旧に収められたもの) ②加減粉乳 ⑤気(肉/へ)人 ⑥ 使用油脂(他 (公は説) ③側契約乳 ⑥気(肉/) 一七一ジ ⑥ マーガリン ①食肉製品 ⑦ 放射線原射食品 ⑩ショートニング	:地	レス:	電話番号: FAX番号:
	長の過程を経て製造されるもの) ①底加物(法第11条第 1項の規定により 規格が定められたもの)		年 月 日生	

	_																						i i					
由 出 社	3	田田 2				業種に応措	H	_	I m-		北設情報	:			対	ДÁ	趣		E					₩			₩	彤
(ふりがな) 担当者氏名		2		· 莱	輸出食品収扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	指定成分等含有食品を取り扱う施設	MCCPの取組	業点を終る目を終る。	自動販売機の型番	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	食品衛生責任者の氏名	(ξε y θ ξε yξ.	施設の名称、屋号又は商号	(ふりがな)	施設の所在地	電子メールアドレス:	郵便番号:	申請者・届出者氏名 ※渋人にあっては、その名	(ふりがな)	申請者・届出者住所 ※迭人にあっては、所征地	電子メールア ドレス :	郵便番号:	※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。	食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。	n-ì/	大分県知事	(表:許可·届出共通)	男 4 方像氏(男 5 米例宗)
				の形態	おいて、輸出時の要件確認等のため」		ただし、他の型そうさい製造業、機合型産業及出製造業の場合は新規の場合を含む 日 HACCPに基づく衛生管理 日 MACCPの考え方を取り入れた衛生管理		業態		※官政側指が収出されに希具又は各番品級を製造する音楽 者を除く。						電話番号:	その名称及び代表者の氏名				電話番号:	の目的に沿って、原則オープンデー& こ不都合がある場合は、次の欄にチョ	の規定に基づき次のとおり関係	営業許可申請書・営業届(新規、継続)			
					に使用します。		業の場合は新規の場		赚	自由記載	受講した講習会	資格の種類										I	/として公開しま :ックしてくださ!	書類を提出しま	営業届			
電話番号				備考			· 企會也。				都道所県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日	食管・食ಟ・調・製・栄・船舶・と音・食鳥					FAX番号:	年 月	(生年月日)		法人番号※:	FAX番号:	す。 い。 (チェック梅 口)	4	(新規、継続)		田出者に	年 月
											りる場合を含む。) 月 日	・と曲・食馬						日生									[不興です。	ш
症兆				*	回業群回業額		中業績減	#	微曲	終车		装益	であった	※ 権7		ı		#	重型	加業福			Т	在被	届丑绝	· **		
		年 月 日		8 年 月 日	年 月 日	計 日		☆ 業を 書り 受けた ことを 計する 目		□ 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) □ 飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	(\$\(\delta\) \(\delta'\delta\)	ふぐの処理を行う施設	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	② □ ⊕以外の飲用に適する水	① 水道水 (□ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道)	使用水の種類	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要。	(ふりがな)	************************************	令第13条に規定する食品又は添加 □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食	□□①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である	(3)	11 (2) 食品梅生浴 (2) いと。	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ	法第55条第2項関係	(裏:許可のみ)

症兆		1	a 業 葬 匹 津			事業譲渡	猫	添付書	(りた能験	টেক্ট		tub		ı.	。 2 2	□無福		主裝	調者・届出者律	
	4 年 月 日	3 年 月 日	2 年 月 日	1 年月日	許可番号及び許可年月日 営 業 の	営業を譲り受けたことを証する旨		□ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	□ 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	(4.5%)	ふぐの処理を行う施設	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	① 木道木 (□ 木道木 □ 専用木道 □ 簡易専用木道) ② □ □以外の飲用に適する水	使用水の種類	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衞生管理者選任(変更) 届」も別途必要		□①全勢乳(容異が1,400グラム以下である倍に収められたもの) 令第13条に発行する食品又は終刑 □②加糠勢乳 □③依貞へム □③食用油脂(数色又は素 物の別 □③蠲緊勢乳 □⑤依貞ソーセージ □④マーガリン □ □④食肉製品 □⑦放禁練服身食品 □④ショートニング	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者がある	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その利用から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、	法第55条第2項関係
					の種類] [即近海沙体			□ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	必要。 受講した課習会 課習会名称 年 月	資格の種類	である街に収められたもの) □⊗食用油脂(既色又は既臭の過程を軽て製造されるもの) □◎マーガリン □@添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたもの)	ひいずれかに該当する者があるもの	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から起算して2年を経過していないこと。 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない こと。	
																П		€ Ø)			S

下記のとおり、許可密業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき 届け出ます。 第5号模式(第6条関係) (米) 分割前の法人の名称及び代 表者の氏名 合併により消滅した法人の 名称及び代表者氏名 電子メールアドレス: 届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 届出者住所 ※法人にあっては、所在地 ※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 口) 電子メールアドレス: 郵便番号: 郵便番号: 電子メールア ドレス: 郵便番号: (ふりがな) 電子メールアドレス: 郵便番号: 相続開始年月日 分割前の法人の所在地 第により消滅した法人の 分割年月日 合併年月日 添付書類 添付書類 被相続人の住所 被相続人の氏名 大分県知事 □登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書) □戸籍謄本 又は □法定相続情報一覧図の写し (ふりがな) (ふりがな) # (ふりがな) Ш Ш 電話番号: 電話番号: 電話番号: 電話番号: 霽 ш 地位承継届 □同意書(相続人が二人以上いる場合) 法人番号: 法人番号: 法人番号: 生年月日 被相続人との続柄 FAX番号: 整理番号: ※申請者、届出者による記載は不要です。 FAX番号: FAX番号: FAX番号: # # Ш ш н # ш

					推出	莱施設生										災害機	宫業施										が情報	宮 業 福 岩				_
番号	番号	番号	番号	番号	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	施設の名称、屋号、簡号	が出れていた。	持当う尺十幸	電子メールアドレス:	郵便番号:	番号	番号	番号	番号	番号	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	施設の名称、屋号、商号	(かがな)	施設の所在地	電子メールアドレス:	郵便番号:	番号	番号	番号	番号	番号	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	施設の名称、屋号、商号	(ふりがな)	施設の所在地	電子メールアドレス:	} H
年	年	年	年	年	『年月日)み記入						年	弁	年	年	年	「年月日)み記入						年	年	年	年	年	「年月日)み記入					
Я	Я	Я	Я	Я						電話	Я	Я	Я	Я	Я						甜甜	Я	Я	Я	Я	Я						-112
Н	Ш	П	П	Ш						電話番号:	П	ш	П	П	П						電話番号:	Н	Н	Ш	Н	Ш						. A. ret statem.
					営業の種類					FAX番号:						営業の種類					FAX番号:						営業の種類					
					備考											備考											備考					

添付書類

□登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)

	居出				業種に応			袋	施設情	維球				田者情報		_	_					Ñ
ω	2	1	咸	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、	指定成分等含有食品を取り扱う施設	※ 引き続きただし、ただし、はたし、HACCPの取組日 HACCHACC日 HACC	自動販売機の型番	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	食品衛生責任者の氏名(この味噌畑が空川で	1	施設の所在地	爵子メールアドレス:	郵便番号:	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※迭人にあっては、	申請者・届出者住所 ※歩んにあっては、所在地	電子メールアドレス:	郵便番号:	※以下の情報は「官民データ活用推進基本 申請者又は届出者の氏名等のオープンデ	食品衛生法施行規則(第71条)の規定	ķ	※大律内については変更がある項目のみ記載してください。 ※変更がある項目については、項目名を〇で囲んでください。 **な同句由 #*な同句由 #*な同句由	(炎:宇马・田口米田)
			業の形態	限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		」を統善で展評の本受けにとする場合に成る。 ただし、複合型そうさい製造業、複合型心液食品製造業の場合は新規の場合を含む。 □ HACCPに基づく衛生管理 □ HACCPの考え力を取り入れた衛生管理	業療	容器包装 自由記載	※ロス町田が光川で40~600×人は中部世界を設定する音楽もを呼 受講した講習会へ。			+	電話番号:	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	所在地		電話番号:	※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。	食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。	営業許可申請書・営業届(変更)	0み記載してください。 1を 0 で囲んでください。	
			備考	## - d		初の場合を含む。			都道所県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日	食幣・食脂・潤・製・栄・船舶・と音・			FAX番号:	(生年月日) 年 月 日生		法人番号:	FAX番号:	開します。 ください。 (チェック欄 □)	•	(変更)	※申請者、届出者による記載は不要です。	
									を含む。	食鳥											水販から	

第7号模式 (第8条関係) (表:許可·届出共通) 傷田食品最熟鑑課 |※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ※以下の情報は「官民データ活用権進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は通出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 口) ※太神内のみ門様してください。 担当者氏名 指定成分等含有食品を取り扱う施設 HACCPの取組 食品衛生責任者の氏名 施設の名称、屋号又は商号 施設の所在地 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。 自動販売機の型番 して取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 廃業年月日 大分県知事 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 □ HACCPに基づく衛生管理□ HACCPの考え方を取り入ま ※ 引き続き音楽許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型や消食品製造業の場合は新規の場合を含む。 営業許可申請書・営業届 (廃業) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 電話番号: 受講した講習会 資格の種類 自由記載 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 電話番号 FAX番号: (生年月日) 講習会名称 食管・食脂・醤・製・栄・船舶・と畜・食鳥 整理番号: ※申請者、届出者による記載は不要です。 # ш 日生 ш

線 (ふりがな) 設 食品衛生管理者の氏名 ※「食品商生管理者選任 (東史) 庙」も別途必要。 報 食品衛生管理者の氏名 ※「食品商生管理者選任 (東史) 庙」も別途必要。 報 (裏:許可のみ) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 ふぐの処理を行う施設 法第55条第2項関係 令第13条に規定する食品又は添加物 の別 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない。 (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その軟行を終わり、又は軟行を受けることがなくなった 日から起算して3年を経過していないこと。 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの は食店のうち簡易飲食店営業の施設 用水の種類 □ ①以外の飲用に適する水 水道水 (□ 水道水 許可番号及び許可年月日 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 # # ш ш □ 専用水道 □②加糖粉乳 □①金粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) TERMINE T □◎魚肉ソーセージ 口⑤魚肉へム □ 簡易専用水道) 業の種 □®マーガリン □8食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 誉 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合 受講した講習会 認定番号等 資格の種類 □⑪添加物 (法第11条第1項の規定により規格が定められたもの) 講習会名称

原列	 ※多数ある場合は、別様にリストを添付してください。 Q	食品等の一般名称:	71.25	く 製造所又は加工所の所在地 加 エ ア (ふりがな)		製 郵便番号:	委託事業者氏名		モディールアドレス	郵便番号:	部 門 回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな)	収 回収担当部門所在地 当	回 電子メールアドレス:	郵便番号:	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	届 届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地 出 者	蝸子メールアドレス:	郵便番号:	※変更、終了を届け出る場合は、変更施所のみ」 かるように 1月年をつけてください。 1月次 31名 31元 ほこういては音楽者(届出者)。 食品衛生法第58条第 1 項目 食品表示。	※食品表示法に関する自主回収の場合は、食品 自 主	(表) 大分県知事 殿
(社を有する者 (社を有する者 (地を有する者 (地を有きる者 (地を) (もを) (もを) (もを) (もを) (もを) (もを) (もを) (も	を添付してください、 ************************************	商品名:	商号は追記してください。)※歩人		法人番:	電話番号:	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	正/で 公 事件別だり ひだけに上地		電話番号:				電話番号:			る事務所の所在地		電話番号:	記載してください。なお、太極内は変更等がないが同収の事務を他の名ご指示し、又は委託したも が同収の事務を他の名ご指示し、又は委託したも 法第10条の2□の規定に基づき、次の。	四 収 届 (着手)	
苗	A TOTAL BEING A SECTION FOR ALL MANUAL AND SECTI	(城)中国 光統日 財産性群 百余人の口・	にあっては、その名称			FAX番号:			法人番号:	FAX番号:	る自主回収の場合は表示に責任を有する者		法人番号:	FAX番号:	る自主回収の場合は表示に責任を有する者			法人番号:	FAX番号:	計合は、	□事等又は消費者庁長官第で ・変更・終了)	届出者による記載は不要です。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ARC)													***************************************					計合は、		7+°
	 畲						% \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$		品 健康への危険の程度※都道府県等において記載 等	中心中	対回	健康被害の発生状況(生命又は身体に対する危害の発生の有無				111) 125 张女师回				回収に着手した年月日回収の方法(回収方法		旦収着手時点

苗川	0食品等の情報等				
((ふりがた) 電話番号	健康への危険の程度※海道的県等において記載 内容※海道的県等において記載 西像 (商品の全体がおわる画像、表示: 食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賃味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等) ※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	健康被害の発生状況(生命又は身体に対する危害の発生の有無)	回収状況(販売数量に対する回収数量、回収終了等)※届出時点	年 月 日 回収に着手した年月日 回収の方法 (回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等)	

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十号

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 大分県食の安全・安心推進条例施行規則(平成十七年大分県規則第六十一号)の一部を次

第一条中「平成十七年県条例第十九号」を「平成十七年大分県条例第十九号」に改める。

第三条から第五条までを削る。

を「ふぐ処理施設の」に改め、同条を第三条とし、第七条を第四条とする。

第六条第一号中「条例第二十条第三項の規定によりふぐ処理施設届出済証を交付された」

第八条中「第三号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第五条とする。

条までを三条ずつ繰り上げる。 第九条中「第四号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第六条とし、第十条から第十二

十条とする。 を「第四号様式」に改め、同条第四項中「第七号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第 第十三条第一項中「第五号様式」を「第三号様式」に改め、同条第三項中「第六号様式」

一条とする。 |第七号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第十 第十五条第一項中「第十七条第三項の」の下に「規定による」を加え、「第九号様式」を 第十四条中「第八号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条とし、第十八条を第十五条とする。 第十六条中「第十一号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十三条とし、第十七条を

第十九条から第二十二条までを削り、第二十三条を第十六条とする。

第二十四条中「食品衛生法」の下に「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」を、 「健康

増進法」の下に「(平成十四年法律第百三号)」を加え、同条を第十七条とする。

様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十八条とし、第二十六条から第三十条までを七 条ずつ繰り上げる。 第二十五条第一項中「第十七号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十八号

第一号様式及び第二号様式を削る。

第三号様式中「第8%圏系」を「第5%圏系」に改め、同様式を第一号様式とする。

同様式を第二号様式とする。 第四号様式中「第9%壓孫」 を 「第6条関係」に、 「第9糸の」を「第6糸の」に改め、

第九号様式中「第15※圏孫」を「第12※圏孫」に改め、同様式を第七号様式とする。 第八号様式中「澵14米圏孫」を「澵11米圏孫」に改め、同様式を第六号様式とする。 第七号様式の表中「第13%関係」を「第10%関係」に改め、 第六号様式中「第13%圏孫」を「第10%圏孫」に改め、同様式を第四号様式とする。 第五号様式中「第13%圏孫」を「第10%圏孫」に改め、同様式を第三号様式とする。 第十号様式中「第15条関係」を「第12条関係」に、「を書換え」を「の書換え」に、 同様式を第五号様式とする。 一笔

め 第十一号様式中「第16条関係」を「第13条関係」に、「第16条の」を「第13条の」に改 同様式を第九号様式とする。

第十二号様式から第十六号様式までを削る。

第十八号様式中「第25条関係」を「第18米関係」に改め、 第十七号様式中「第25※圏孫」を 「第18条関係」 に改め、 同様式を第十一号様式とする。 同様式を第十号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2

の安全・安心推進条例施行規則第五条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。 条の規定に基づき知事に報告があった場合については、この規則による改正前の大分県食 による改正前の大分県食の安全・安心推進条例 準を定める条例等の一部を改正する等の条例(令和三年大分県条例第十号)第二条の規定 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に食品衛生法に基づく営業施設の基 (平成十七年大分県条例第十九号) 第十三